

兵庫地域公害防止計画用語解説

	用語	説明	社会 環境 部 兵
い	硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> )	硫黄の酸化物の総称で、SO <sub>x</sub> と略称される。二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )の他、三酸化硫黄(SO <sub>3</sub> )、硫酸ミスト(H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> )などが含まれる。工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。このため「環境基本法」に基づき、二酸化硫黄について環境基準が定められている。また「大気汚染防止法」ではK値規制(地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制)や総量規制などを実施している。	140 147
い	一般廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」。具体的には、家庭や食堂、商店、事務所などから排出される台所ごみ、紙くずなどのこと。	135 136 168
え	エコツーリズム	地域の自然環境・風土を損なわないことを前提として、地域の文化的特色や景観、野生動植物の観察、学習を行う旅行のこと。	150
か	合併処理浄化槽	し尿及び雑排水を処理し、公共下水以外に放流するための設備又は施設のこと。	49 61 64 67 112
か	環境影響評価(環境アセスメント)	環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。わが国においては、事業者が環境影響評価法に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などの対象事業について、地域住民や専門家、環境担当行政機関が関与する手続が実施されている。	52 142 146
か	環境活動評価プログラム	二酸化炭素や廃棄物などの環境負荷の状況と環境保全の取組の状況についての自己評価の手法を示すとともに、その結果をもとにした環境行動計画づくりの方法を示すことにより、中小規模の事業者を含む幅広い事業者を対象に、環境保全の取組を広げていこうとするもの。平成8年9月に環境庁(現環境省)が策定し、平成11年9月に改訂した。	151
か	環境基準	人の健康の保険及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となるものである。	1 2 4 10 11 13 14 15 等
か	環境効率(性)	一単位当たりの物の生産やサービスの提供から生じる環境負荷。技術の向上や経済効率性の向上を通じた環境負荷の低減を目指すための指標。	133
か	環境コミュニケーション	持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討論することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。	148

か	環境質	大気や水などの環境の質的な状況のこと。	1 147 160 161
か	環境犯罪	産業廃棄物の不法投棄や野生動植物の不法取引等の悪質な環境破壊行為を、環境犯罪ととらえ、刑事責任を追及するもの。	144
か	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。	148 149 161
か	環境ラベル	製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの。事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、LCA (Life Cycle Assessment) を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するものなどがある。	151
か	環境ロードプライシング	交通量の削減・規制を目的に道路を利用する自動車に課徴金をかけるしくみのこと。	20 30 31 33
け	健康項目	水質汚濁に関わる環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」である健康項目と、「生活環境の保全に関する環境基準」である生活環境項目の二つからなる。健康項目は公共用水域に一律に適用されるものであり、重金属のほかトリクロロエチレンなどの勇氣塩素系化合物やシマジンなどの農薬を含めた有害化学物質など26項目が規制されている。	1
こ	光化学オキシダント	工場、事業所や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や炭化水素類(HC)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、農作物などへも影響を与える。	1 4 77 94 95 96 100
こ	公共車両優先システム (PTPS)	Public Transportation Priority System。優先信号制御等により、公共車両 (バス) を優先的に運行させるシステム。	20 29 32 120
こ	交通公害低減システム (EPMS)	Environment Protection Management System。自動車が発生させる交通公害を軽減するため、路側に設置した各種感知器により得られた騒音、排ガス情報をもとに、交通制御、交通情報提供及び車両個別の経路誘導などを行うシステム。	20 30
こ	交通需要マネジメント (TDM)	Transportation Demand Management。道路交通混雑の解消・緩和を図ることを目的に、自動車を含む各種交通機関の輸送効率向上や交通量の時間的平準化等、需要の調整を図る施策の総称。パークアンドライド、自動車の相乗りの促進、時差出勤、フレックスタイムの導入促進などもその例。	30 32 33 120
こ	交通情報通信システム (VICIS)	Vehicle Information and Communication System。FM多重放送や道路上の発信機から受信した交通情報を図形・文字で表示するシステムのこと。	19 33

こ	高度処理	下水道などにおいて、沈殿処理（一次処理）や活性汚泥法などの生物処理（二次処理）より高度な水質が得られる処理のことで、三次処理とも呼ばれる。湖沼、内湾などの富栄養化防止や処理水を再利用する場合などに行われる。	49 61 62 68 70 71 112
こ	コミュニティ・プラント	公的機関や民間開発者の開発行為による住宅団地等においてし尿、生活排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置される施設。	49 61 64 168
さ	最終処分場	廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前途の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。	168
さ	さわやか畜産確立対策	堆肥等の利用促進によって循環型農業を推進するとともに、家畜ふん尿に起因する環境汚染問題に的確に対応することにより、周辺の環境と調和のとれた畜産経営を確立するもの。	51
さ	産業廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同施行令で定められた工場などの事業活動から出る廃棄物で、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材などが指定されている。	134 145 155 168
さ	酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で酸化されて硫酸や硝酸となり、それらが雨などに取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロゾルの形で酸が地上に到達することをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を超えた国際問題となっている。日本では、環境庁（現環境省）による第一次酸性雨対策調査（1981 - 87）、第二次酸性雨対策調査（1988 - 92）、第三次酸性雨対策調査（1993 - 97）を実施し、そのモニタリング調査の結果、全国的に年平均値でpH4台の降水及び欧米なみかそれ以上の酸性降下物量が観測された。生態系への影響は顕在化していなかったが、今後も現在のよう酸性雨が降り続くとすれば将来影響が現れる可能性が懸念される。	147
し	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1999年3月に地下水の環境基準項目に追加された。地下水基準値は10mg/lである。硝酸性窒素は、肥料、動物のし尿、下水道などのアンモニア性窒素を起源として、土壤中で生成される場合が多いと考えられる。硝酸性窒素は、人間の体内に入ると亜硝酸性窒素に還元されて酸素を運ぶヘモグロビンと結合するため、乳児に酸素欠乏症（メトヘモグロビン症）を起し、チアノーゼを発症させる原因物質となる。また、乳児に対する障害のみならず、硝酸イオンは胃・腸管系で還元されて亜硝酸イオンとなり、食物中のアミノ酸と反応して、発がん性のニトロソアミンを生成する可能性も指摘されている。	2 4 113 114 115

し	新交通管理システム(UTMS)	Universal Traffic Management Systems。光ビーコンを用いた個々の車両と交通管制システムとの双方向通信により、ドライバーに対してリアルタイムの交通情報を提供するとともに、交通の流れを積極的に管理し、「安全・快適にして環境に優しい交通社会」の実現をめざすシステム。	29 32 33 120
し	信号機の運用の見直し	従来の信号機は、1～3種類のパターン設定で動作していたが、信号機の高度化を図ることにより、季節、曜日、時間、祭日等に対応したきめ細かい信号の制御を行い、交通の安全と円滑化を図るもの。	30
じ	自動車NOx・PM法	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の略称。大気汚染防止法等の措置により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準が達成されない地域(対策地域)を指定し、対策地域内の使用の本拠を置く自動車に排出基準を定める等の措置により、同基準の達成を目的とした特別措置法。	31 34 158
じ	循環資源	廃棄物等につき、その有用性に着目して資源として捉えなおした概念である。「循環型社会形成推進基本法」では、このような循環資源について循環的な利用(再利用、再生利用、熱回収)を図るべき旨を規定している。	133
じ	静脈(産業)	生産による資源消費を含む消費後の廃棄物等の収集、処理、再生・再資源化を担い、再生産につないでいく静脈部分の産業。「動脈産業」の項を参照。	133
せ	生活環境項目	水質環境基準は健康項目と生活環境項目の二つからなる。生活環境項目は「生活環境の保全に関する環境基準」であり、河川・湖沼・海域の水域別に設定されている。河川については、AAからEまでの6類型、湖沼についてはAAからCまでの4類型に分類され、さらに全窒素と全リンに関して湖沼では から までの5類型、海域では から までの4類型に分けられて、それぞれの基準値が設定されている。	1 101
せ	生活排水	調理、洗濯、入浴など人間の日常生活に伴い公共水域に排出されるもので、工場などから排出される産業排水と区別されている。「水質汚濁防止法」による規制の結果、産業排水については改善されつつあるが、生活排水対策がなかなか進まず、特に湖沼、内海、港など閉鎖性水域の水質汚濁が著しいため、平成2年に「水質汚濁防止法」を改正し、生活排水対策の総合的推進に関する規定を設けた。これによりし尿と台所等の雑排水と一緒に処理する合併処理浄化槽や、下水道など地域の特性に生じた施設の整備が進められている。	43 49 61 64 112 等
せ	生活排水99%大作戦	川や海の水質保全と生活環境の高度化(トイレの水洗化)のため、兵庫県内のすべての市町で下水道などの生活排水処理施設を整備していくことにより、県下の生活排水処理率を99%に高めていこうとするもの。	49 61
せ	生活排水処理計画	各市町が地域の特性に応じた適切な生活排水処理施設整備事業を、計画的に実施するように策定しているもの。市町はこの計画に基づき、効率的、効果的に処理施設の整備を進めている。	49 61 64
せ	生物の多様性	生物の間にみられる変異性を総合的に指すことばで、生態系(生物群集)種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。従って、生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。	142 146
ぜ	ゼロエミッション	廃棄物を資源として再利用し、廃棄物をゼロにする考え方のこと。	134

た	短期的評価	測定値の1時間値または1日平均値と環境基準との比較による評価のこと。(例)光化学オキシダントの環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること」と定められており、0.06ppmを超えた時間が1時間でもあれば、環境基準非達成となる。	1 77 87
だ	第5次水質総量削減計画	化学的酸素要求量、窒素及びりん含有量に係る総量削減計画の略称。水質汚濁防止法に基づき、化学的酸素要求量については、瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する区域について、窒素含有量及びりん含有量については、水質汚濁防止法施行令に規定する区域について、環境省の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針に定められた削減目標を達成するため、必要な事項を定めた計画。	50 53 60 61 65 等
ち	窒素酸化物(N <sub>O</sub> x)	物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物(N <sub>O</sub> x)が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、および自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素(NO)が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )となり大気中に排出される。通常、この一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )とを合わせて窒素酸化物(N <sub>O</sub> x)と呼ぶ。窒素酸化物は人の健康に悪影響を与えるおそれがある。また窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。	10 17 31 32 34 83 97 98 等
ち	長期的評価	測定値の1日平均値の1年間を通じての値と環境基準との比較による評価のこと。(例)二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下」と定められており、1年間の測定値の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目の値(年間360日測定している場合は、352番目の値)が0.06ppmを超えていれば、環境基準非達成となる。	1 77
て	低公害車等	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が少ない「低公害車」(電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車。これらは、燃料性状がクリーンであるため、クリーンエネルギー自動車というカテゴリーにも属する。)や、ガソリン自動車やLPガス自動車等の中でも排出ガス性能の優れた「低排出ガス車」、地球温暖化対策に資する「低燃費車」などを指す。	17 32
て	典型7公害	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7項目。環境基本法第2条第3項に規定されている。	117
と	トリクロロエチレン	低分子有機塩素化合物で脂溶性に優れ、引火性がないことなどから、クリーニング溶剤や精密機械・ハイテク機材の油洗浄剤などに使用されたが、不当な廃棄や土壌への投棄によって地下水などの汚染が起こり、発がん性が疑問視されている。	4 8 73 等
ど	動脈(産業)	モノの生産から流通、消費までの動脈部分を担う産業。「静脈産業」の項を参照。	133
ど	土壌脱硝	汚染空気を土壌に通気し土壌の有する吸着機能や微生物分解機能により、空気中の窒素酸化物を除去する手法。	31 33
な	外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)	環境中の化学物質で、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を指す。動物の体内のホルモン作用をかく乱することを通じて生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性がある」と指摘されている。	130

な	ナショナルトラスト運動	身近な動植物の生息地や都市近郊に残された緑地などを、寄付金などをもとに住民自らの手で買い取って保全していこうとする自然保護活動のこと。イギリスがその発祥の地とされている。現在は世界各国にも広がり、オーストラリア、オランダ、アメリカ、カナダなどの国にも独自のナショナルトラスト団体が設立されている。わが国でも、この活動が自然保護の上で重要なものとして認識されるようになり、この活動に係る税制上の優遇措置が講じられている。	149
に	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガスに含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。このため「環境基本法」に基づき、人の健康の保護の見地から環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」では二酸化硫黄を含めた硫酸化物についてK値規制(地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制)や総量規制などを実施している。	177
に	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素(N <sub>2</sub> )は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素(O <sub>2</sub> )と結合して、一酸化窒素(NO)という気体が発生する。一酸化窒素(NO)は不安定な物質であるためそのままの形で大気中に留まるわけではなく、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )となる。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )と呼ぶ。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与えるおそれがある。濃度によって影響は異なるが、低い濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ高い濃度になると数時間のうちに鼻やのど更には胸が痛み、呼吸が困難になることもある。このため、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、二酸化窒素に係る環境基準が定められ、大気汚染防止法等に基づき対策が進められている。	14 4 10 11 21 22 29 77 83 84 85 86 87
に	人間サイズのまちづくり	阪神・淡路大震災を契機にこれまでのまちづくりのあり方を反省し、本格的な成熟社会を展望した新しい時代にふさわしいまちづくりのあり方として、「生活者の視点に立った、安全で、安心な、魅力あるまちづくり」を「協働(パートナーシップ)」のもとで兵庫県全土で進めていこうとする考え方。まちづくり基本条例の総括的な基本理念とされている。	138
の	農業集落排水施設	農業集落においてし尿、生活雑排水などの汚水または雨水を処理する施設。農業振興地域内において計画規模が概ね20戸以上、1,000人以下のもの。	49 62 112 等
ば	パークアンドライド	都心部等の自動車交通混雑の緩和を図るため、都心部へ乗り入れる鉄道の郊外駅、バスターミナル等の周辺に駐車場を整備し、自動車を駐車(パーク)させ、鉄道、バス等公共交通機関への乗換え(ライド)を促すシステム。	138 159
ば	バイオマス(生物体)	生物体量のこと。バイオマスのエネルギー利用として、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機物の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーとしての利用の両方に役立つ。	135

ば	バラストマット	新幹線騒音・振動防止のために開発された合成ゴムのマットである。高架橋からの振動では、特に線路と車輪で作られる振動が大きい。バラストマットはその振動防止、また騒音対策としても有効である。一般的には3～9 dB程度の騒音低減効果があると言われている。	40 41 42
ひ	光触媒	光（主に紫外線）が照射されることにより、電子または正孔を発生する一種の半導体。触媒はそれ自身は化学反応をしないが、化学反応を促進する物質のことで、光触媒表面に発生した電子等により、活性酸素等が発生し、光触媒表面近くにある窒素酸化物を分解する。	31 33
ひ	光ビーコン	近赤外線を用いて車載機との双方向通信を行うもので、光ビーコンの下を車両が通過すると、最新の交通情報が車載機に送信される。	19
ひ	ひょうごの森・川・海再生プラン	「自然再生」や「健全な水循環の構築」の観点から、森林、河川、沿岸域等の各分野における環境再生について、「環境圏」にも着目して、森～川～海の水系で一貫した施策推進を図るとともに、流域に暮らす様々な人々の「参画と協働」のもと、「美しい兵庫」づくりを進めていくもの。	49 52
ふ	富栄養化	元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については窒素・リンに関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。	8 49 54 61 65 67 70 101 等
ふ	浮遊粒子状物質 (SPM)	Suspended Particulate Matter。大気中の粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」として分類される。	1 4 10 21 25 29 77 87 等
ふ	フィーダーバース	コンテナ船はその輸送効率を高めるために、特定の主要港湾のみに寄港し、主要港湾以外で発生する貨物については、主要港湾で積替輸送を行っている。この主要港湾の埠頭のこと。	19
ふ	フロン	塩化フッ化炭素の総称で、冬季の低温下により塩素ガスに変化し、オゾン層に穴をあける原因となる。	155 159
へ	閉鎖性水域	外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などを閉鎖性水域という。閉鎖性水域では流入してくる汚濁負荷が、外部へ流出しにくい。同水域内に蓄積する。大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では水質汚濁が著しく、富栄養化も進行している。外洋との海水交換が悪く、周辺からの流入汚濁負荷が大きい東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などでは赤潮が発生したり、都市化が進んだ地域の諏訪湖、手賀沼などの湖沼ではアオコが発生している。このため「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」等に基づき、必要な措置が講じられている。	54 60 149 164

ベ	ベンゼン	汎用有機溶媒であり、各種化学品合成の基礎原料である。揮発性、引火性、燃焼性が高い。水には不溶。蒸気は空気より重い。急性的には麻酔作用を示すが、慢性的には造血組織や肝臓に障害を引き起こす。人に対してがん原性を有する疑いがある。大気中に低濃度であるが検出され、自動車排ガスの寄与が大きいと考えられている。	98 116
み	ミティゲーション	開発事業等の行為が環境に与える悪影響を緩和するための環境保全措置を指す。行為を全部又は一部行わないことにより影響を「回避」すること、影響を回避できない場合に行為の実施の程度または内容を変更することにより影響を「低減」すること、そして回避・低減しても残る影響により失われる環境について同等の環境を創出することにより「代償」することまでを含む幅広い概念である。	142
も	モーダルシフト	トラックによる貨物輸送への偏向を、鉄道、船舶等による輸送に転換するなど、輸送のモード（方式）を切り換えること。自動車公害、特に窒素酸化物（NOx）による大気汚染や騒音を防止し、道路の混雑と渋滞による物流機能の麻痺を解消するとともに、鉄道・船舶等が持つ大量輸送によって労働量不足を緩和しようというねらいもある。	32 120 159
よ	要請限度	環境省令で定める自動車騒音の限度である。環境基準は生活環境を保全する上で維持されることが望ましい努力目標であるのに対し、要請限度は達成されるべき条件といえる。したがって、要請限度を超過している地点は優先的に騒音対策を施すこととされている。特に、市町村長は要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、自動車騒音の減少させるよう措置をとることを要請する。例えば、高速道路、一般国道、県道、2車線以上の市町村道等幹線交通を担う道路の要請限度は、昼間（午前6時～午後10時）で75dB、夜間（午後10時～翌午前6時）で70dBである。	2 28 29
り	流域下水道	下水道法で定める下水道の一種である。2以上の市町村の下水を1箇所に集めて下水処理をするもので、市町村間を結ぶ幹線管渠（きょ）と終末処理場が流域下水道とよばれ、原則として都道府県が管理する。	44 46 48 62 等
れ	レッドデータブック	環境省が、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの。全世界レベルのレッドデータブックを編纂しているIUCN（国際自然保護連合）で、より定量的な評価基準に基づく新たなカテゴリーが平成6年に採択されたこと等を受け、わが国においても平成7年よりレッドデータブックの見直し作業を開始している。新しいレッドデータブックは、レッドリストの公表後に作成しており、平成12年8月までに、爬虫類・両生類版と植物（維管束植物）版が刊行済みである。	164
ろ	ロードプライシング	混雑地域や混雑時間帯の道路利用に対して、課金をし、公共交通機関の利用促進や交通量の時間的平準化を図る手法。導入にあたっては、施策の合理性、利用者の受容性を十分勘案する必要がある。なお、シンガポールなどの一部都市で実施事例がある。	20 30 31 33
B	BOD	Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量。水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。	1 8 43 等



C	C O D	Chemical Oxygen Demand:化学的酸素要求量。水中の汚物を化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。	1 8 54 等
I	I S O	国際標準化機構 (ISO) : International Organization for Standardization。環境マネジメントに関する一連の国際規格である ISO14000 シリーズを制定している。	151
P	P C B (ポリ塩化ビフェニル)	Poly Chlorinated Biphenyl。PCBは1929年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、1974年に化学物質審査規制法に基づく特定化学物質（現在では第一種特定化学物質）に指定され、製造及び輸入が原則禁止された。これ以降、廃PCB等の処理施設の整備が進まなかったことから、事業者が長期間保管し続けてきており、環境保全の観点から、早急にPCBを処理することが求められている。	130 131
P	P R T R 法	P R T R とは Pollutant Release and Transfer Register の略。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律のこと。工場や事業所が環境ホルモンやダイオキシンなど環境に影響を与えるとされる化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量を把握し、行政に報告、行政が公表することを通じて、特定化学物質の適正管理を目的とする制度。	132
W	W E C P N L	Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level。航空機騒音の単位である。人が感じる「うるささ」は騒音に曝露される時間帯によって異なり、人が寝静まった深夜・早朝は特に生活環境への影響が大きい。そこで、「強度」、「継続時間」、「発生頻度」の他に発生する「時間帯」も考慮に入れて航空機騒音の評価を行ったものが WECPNL である。時間帯は昼間（午前7時～午後7時）、夕方（午後7時～午後10時）、夜間（午後10時～午前7時）に区分され、夕方は3倍、夜間は10倍の重みをつけて評価される。	122 125